

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	07	施策名	就労している保護者への子育て支援	21年度 施策位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	保育課	施策統括課長名	渋谷千春		
施策関連課名	子育て支援課				

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
保育に欠ける乳幼児・児童(小学校3年生まで)をもつ保護者	乳幼児・児童(小学校3年生まで)をもつ世帯数(6月1日現在)	世帯	6,346	6,290	6,172
	乳幼児・児童(小学校3年生まで)数(6月1日現在)	人	9,111	8,966	8,803

施策の目的 「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
安心して就労と子育てが両立できる	保育所の待機児童数(4月1日現在)	人	47	68	96
成果指標設定の考え方	住民と行政の役割分担の認識(行政は環境整備)により、上記の評価指標を設定した。				

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	「保育所待機児童数」は、「保育所申込者数」から「認可保育所入所者数」と「新定義による非待機児童数」*を除いた数とする。 *「新定義による非待機児童数」とは、認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、保護者の都合で入所しない児童の数
-----------------------	--

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する。
	行政の役割	子どもの視点から保護者の不安や負担を軽減するための支援を行う。

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p>&lt;施策の成果水準評価&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった</p> <p>根拠： 施策の成果指標である保育所の待機児童数は、20年度の68人から21年度は96人に増加した。19年度に42人だった学童保育所の待機児童数は20年度以降は解消されている。 東京都全体でも前年度比19%と急増した20年度の5,479人から、21年度はさらに44%増の7,939人の待機児童数となっている。 待機児童数解消に向けて、定員の弾力化や施設更新に合わせた定員拡大、認可外保育施設の認証保育所移行支援の取り組みを行ってきているが、入所申請数の増加に追いつかない結果となっている。</p>	<p>①近隣との比較</p> <p>平成21年度と22年度の待機児童数の推移と増減率を比較すると、小平市96人→119人(23%)、東村山市147人→209人(42%)、清瀬市43人→26人(△39%)、東久留米市96人→113人(17%)、西東京市134人→179人(33%)と、清瀬市を除いて待機児童数が増加しており、増加率では当市が最も低いポイントとなっている。</p> <p>②時系列比較</p> <p>育児休業制度の充実など、仕事と子育ての両立支援を推進する事業所が増加していることに加え、いったん退職し育児に専念するはずだった母親が、父親の収入減や失職などの経済的理由から復職せざるを得なくなったり、勤務時間を増やす必要が生じたりするなど、多様な保育需要が生まれている。</p> <p>③市民期待水準との比較</p> <p>少子化、核家族化の進展、ひとり親家庭の増加により、潜在的な保育需要が高まっているが、認可保育所の受け入れ枠拡大が追いついていない。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育園運営事業</li> <li>私立保育園運営支援事業</li> <li>認証保育所運営支援事業</li> <li>上の原さくら保育園建設工事等事務(21年度限り)</li> <li>上の原さくら保育園開設準備委託(21年度限り)</li> <li>保育室運営支援事業</li> <li>家庭福祉員運営支援事業</li> <li>学童保育所(学童クラブ)運営事業</li> <li>学童保育所(クラブ)管理事業</li> </ul>	<p>貢献度の「低い」事務事業名</p> <p>なし</p>
-----------	---	---	---	--------------------------------

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 ・私立保育園運営支援事業、学童保育所運営・管理2事業でコストが増加しているが他の9事業は削減、単年度事業の上の原さくら保育園建設に伴う2事業でコスト皆増となっている。 ②近隣との比較 ・20年度決算統計における保育所運営費を近隣5市(小平、東村山、清瀬、西東京)と比較すると、入所児童ひとり当たりの運営費に対する市の持ち出し分の割合は、5市中最も低い。 ③納税者期待との比較 ・次世代育成支援行動計画(後期)ニーズ調査では、就学前児童の保護者の64.5%が、希望した保育サービスの利用状況について否定的な見解を示している。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・私立保育園運営支援事業
①本施策を構成する事務事業の数	本数	12	12	14	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	1,998,761	2,007,625	2,409,252	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	1,209,476	1,212,904	1,211,297	
④トータルコスト(②+③)	千円	3,208,236	3,220,529	3,620,549	
効率的性指標	円				
対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の					
⑤事業費(定義式:②/乳幼児・児童(小学校3年生以下)を持つ世帯数)	円	314,963	319,177	390,352	
同	円	190,589	192,831	196,257	
⑥人件費(定義式:③/乳幼児・児童(小学校3年生以下)を持つ世帯数)	円	505,552	512,008	586,609	
同	円				
⑦トータルコスト(定義式:④/乳幼児・児童(小学校3年生以下)を持つ世帯数)	円				

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 国や都制度により実施している事業が多い。 一方で、多様なサービスを提供するために民間の資源やノウハウの活用も必要である。 行政は、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、時には行政の持つ資源の活用を図りながら、総体として子育て環境の充実が図られていくよう努めていく。	<input type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 本施策の対象となる児童数、世帯数は減少傾向にあるが、保育サービスの需要は増大していくことが予測される。(平成20年度の入所申し込み数729人が21年度には890人に増加、保育所利用率は25.6%から27.3%に上昇しているが、待機児童数も68人から96人に増加している) 22年度に向けて、待機児童対策はコストの「優先施策」位置づけられたが、平成21年度において取り組んだ、公設民営保育園の開設に関する事業、学童保育所(クラブ)の増改築に関する事業は、平成22年度以降は運営費となってコストを増加させることになる。さらに、コスト削減不可事務事業である私立保育園が新たに開設されたこと(6月)、認可外保育施設の認証保育所移行(10月予定)により、待機児解消に伴うコスト増が見込まれる。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) ・私立保育園運営支援事業(保育運営費委託料の部分のみ削減不可)
	市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)	平成21年度実績 776,500,000 円 ( 32.2 % )	平成21年度実績 1,632,752,000 円 ( 67.8 % )

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

優先施策の選定 要検討課題	23年度の施策位置づけ：優先施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外 <input type="checkbox"/> 【主な意見】 ・待機児童対策へのコスト優先配分を続けていく。 ・就労等の理由で保育に欠ける状態となり、保育サービスを必要としている保護者の需要は高まり続けている。 ・認可保育所に入所できない待機児童を解消していくため、これを補完する認可外保育施設の運営支援を行い、サービス量を確保していく。 ・認可外保育所の利用を促進するため、認可保育園との保育料格差を是正し、保護者負担軽減のための保育料助成等の支援が求められている。 ・保育サービスの受益と負担のあり方を見直すことで、待機児童解消に対応していく必要がある。	①認可外保育施設保育料の格差是正について ・平成22年度に入り、認可外保育施設の定員割れが続いており、保育料負担が保護者の選択肢を狭めていると考えられる。 ・待機児童解消に結び付けるために、認可外保育施設利用者への公費助成の検討が急がれている。 ②「子ども・子育て新システム」の導入について ・本施策を進める上で、前提となる現行保育制度が下記のとおり改革される予定。 平成25年度の本格施行に向け、平成23年通常国会に法案が提出される予定。 ・新システムは、乳児家庭全戸訪問や児童館等の地域子育て支援と子ども手当等、個人給付を行う「基礎給付」を1階部分とし、幼稚園・保育所を一体化した「こども園(仮称)」による幼保一体給付、小規模保育サービス、病児・病後児保育サービスを主とする「両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)」を行う部分を2階とする2層式構造。	・現物給付と現金給付を市町村が地域の実情に応じて、地域の裁量で配分していく制度設計である。 ・財源は、子育て関連の国庫負担金・補助金・事業主等からの拠出金を一体化、交付金として交付する「子ども・子育て勘定(仮称)」により行うとされている。 ③私立保育園施設の建て替え計画について ・滝しおん保育園の運営法人から、建て替えにより定員を拡大する意向が示されている。 ④みなみ保育園について ・都営南町住宅建て替えに伴い、平成26年度に移転の予定。
------------------	--	--	--

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐめる環境 状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・現行保育制度は「子ども・子育て新システム」として25年度の本格実施に向けて大きく改定される。 ・新システムの中で保育所は、保育に欠ける要件の撤廃等により幼稚園との垣根を取り払われ、共通の指針に基づき、保育と幼児教育をともに提供する「こども園(仮称)」に形を変えることとなる。 ・新システムは現物給付と現金給付を市町村が地域の実情に応じ、地域の裁量で配分していく制度設計。財源は、子育て関連の国庫負担金・補助金・事業主等からの拠出金を一体化、交付金として交付する「子ども・子育て勘定(仮称)」により行うとされている。 ・東京都は、これまでの待機児解消に向けた取り組みをさらに加速させるとともに、今後の保育所制度改正を視野に入れ、都の子育て支援施策の方向性を定める「東京都保育計画」の中で、平成22～26年度の5年間で保育サービス利用児童数を35,000人増とする目標を挙げている。	説明： ・待機児童解消に要する財源は、保育サービスの受益と負担のあり方を見直すことで確保していく。その際、「子ども・子育て新システム」により現行の保育制度が改革されることを見直し内容に反映させる必要がある。 ・待機児童解消を、市の財源のみで進めていくことは難しく、民間と協力して達成していく方針である。そのために、認可外保育施設の運営支援によるサービス量確保、及び保護者の保育料負担の格差是正を図っていく必要がある。 ・平成22年3月に策定した次世代育成支援行動計画後期計画に「待機児童解消計画」として規定した、私立保育園の民営化を推進していく。(計画年度は平成22年度～26年度)	<取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ・保育所の待機児童解消対策 ・市立保育園の民営化計画の推進 ・認可外保育施設の運営支援 ・保育室の認証保育所移行支援 ・家庭福祉員の開設支援 ・認可保育所と認可外保育施設の保育料格差是正 ・私立保育園の施設増築計画の支援 ・保育料滞納整理 ・「子ども・子育て新システム」移行準備と保育サービスの受益と負担のあり方見直し作業の調整
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・就労等の理由で保育に欠ける状態となり、保育サービスを必要としている保護者の需要は高まり続けている。	成果とコストに関する方針	<対応方向> ・市立保育園の民営化、民間保育所・認証保育所・家庭福祉員などの開設誘致などを通じて、民間団体(社会福祉法人、株式会社、NPO法人等)や市民の参入を進め、保育サービス提供体制の充実を図っていく。